

## コロナに負けない！さやまのお店全力応援チケット事業実施要綱

### (趣旨)

狭山商工会議所（以下「商工会議所」という。）は、新型コロナウイルス感染拡大により、売上減少等の影響を受けている市内事業者を支援し、経済活動をいち早く回復させることを目的に、狭山市が実施するプレミアム付き商品券「コロナに負けない！さやまのお店全力応援チケット（以下「さやチケ」とする）」事業を受託した。

### (発行元)

商品券の発行元は、狭山市とする。

### (チケットの名称)

商品券の正式名称は、コロナに負けない！「さやまのお店全力応援チケット」とする。

### (発行総額等)

1. さやチケの発行総額は、最大で2億6千万円とする。
2. 発行総額のうち、6千万円はプレミアム分とする。

### (さやチケの販売内容)

発券するさやチケは、額面1,000円券10枚と500円券6枚を1セット1万円で購入し、一人あたり、2セットまで購入することができる。

### (券面記載事項)

さやチケに次の事項を記載する。

- (1) 発行団体
- (2) 金額、利用期間
- (3) 利用に当たっての制限
- (4) 偽造防止のための通し番号
- (5) 釣銭対応
- (6) 紛失、盗難等の免責
- (7) 狭山市イメージキャラクター“おりびい”デザイン

## ■さやチケの申込及び販売

### (購入対象者)

さやチケの購入対象者は、市内在住、在勤、在学とする。

### (購入限度額)

さやチケは、購入者一人に対し、1セット（1万円）より販売し、2セット（2万円）まで購入できるものとする。

### (申込方法)

購入を希望する者は、次の2つの方法によって申込をするものとする。

1. ネットによる申込（先着順）
2. はがきによる申込（多数抽選）

### (申込期間)

さやチケの申込期間は、以下のとおりとする。

1. ネット申込については、令和2年6月22日（月）から7月10日（金）まで
2. はがき申込については、7月10日（金）まで（当日消印有効）

### (販売方法・期間)

1. ネット申込者は、令和2年6月23日（火）以降、書留郵便にて送付
2. はがき申込者（当選者）は、さやチケ購入引換券、身分証明書類、現金を持参の上、令和2年7月29日（水）から令和2年9月30日（水）まで市内指定場所で販売

## ■さやチケの利用

### (利用期間)

さやチケの利用期間は、令和2年6月25日（木）から令和3年2月28日（日）までとし、利用期間を過ぎたものは無効とする。

### (利用限度額)

1回の買い物に対するさやチケの利用限度額は設定しない。

### (利用店舗)

さやチケを利用できる事業所は、登録した市内の店舗（以下「取扱店」とする）とする。

(対象商品等)

取扱店の商品及びサービス等について利用できる。

ただし、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 換金性があり、広域的に流通しうるもの  
有価証券・商品券・切手・官製はがき・収入印紙・プリペイドカード等
- (2) 土地購入・家屋購入等の不動産にかかる支払い
- (3) たばこの購入
- (4) 金券ショップなどの買取り
- (5) 公共料金等の支払い
- (6) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入等への支払い
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する  
性風俗関連特殊営業に係るもの
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、取扱店等が特に指定するもの

(釣銭)

さやチケの額面に満たない利用のときの釣銭は、支払わないものとする。

(不正利用の損害)

偽造等の不正利用により本事業に損失を与えたときは、商工会議所において不正利用者に対し損害金の全部を申し受けるものとする。

## ■取扱店

(取扱店の募集)

取扱店の募集の周知方法は、商工会議所の広報紙・DM・狭山ケーブルTV等によるものと、狭山市の広報等で行う。

(取扱店の登録資格)

取扱店は、当該事業に参加を希望する市内事業所で、次の事業を営むものとする。

- (1) 小売業者
- (2) 飲食業者
- (3) サービス業者（上記対象商品等の（7）に該当する店を除く）
- (4) リフォーム業者
- (5) その他、商工会議所が認める事業所

ただし、大規模小売店舗立地法の届出がある大型食品スーパー（イオン狭山店・ヤオコー狭山店・ヤオコー北入曽店・ヤオコー入曽店・ベルクベスタ狭山店・ベ

ルク狭山入間川店・マルエツ入間川店・bloomingbloomy 狭山市駅店・JA フェーマーズ入間店・コープみらいコープ狭山台店・いなげや新狭山駅前店）は除く。

なお、当該大型食品スーパーにテナント等で出店している事業所は、自店で換金できる場合のみ登録することができるものとする。

(取扱店の登録手続き)

1. 登録手続きを希望する者は、商工会議所事務局へ登録申込書（様式第 1 号）を提出し、商工会議所の承認を得るものとする。
2. 商工会議所は、登録の申請があったときは、当該申請者が登録資格を有することを確認の上、当該申請者にさやチケ取扱店登録カード（以下、登録カードという）を発行する。
3. 登録カードを紛失、滅失した場合、再発行を行うが、カードの発行料として、取扱店は 1, 0 0 0 円を商工会議所に支払うものとする。

(換金期間)

利用者から受け取ったさやチケの換金期間は、令和 2 年 6 月 2 5 日（木）から令和 3 年 3 月 1 2 日（金）（取扱金融機関窓口営業時間）までとし、換金期間を過ぎたさやチケは換金できないものとする。

(取扱金融機関)

1. 本事業に係る取扱金融機関は、別紙 1 に定める。
2. 商工会議所は、別紙 1 の掲載金融機関の母店となる支店に口座を開設する。
3. 取扱店は、金融機関に対し、さやまのお店全力応援チケット換金請求書兼預り書（様式第 2 号）にてさやチケと同額の金額を請求する。
4. 取扱金融機関への換金手数料は、商工会議所が負担する。

(換金方法)

1. 取扱店がさやチケを換金する場合は、取扱金融機関において、登録カードを提示するとともに、必要事項を記載した様式第 2 号及び取扱店名を記入した使用済さやチケを提出し、指定口座への振込を請求する。
2. 取扱金融機関に口座を有さない取扱店がさやチケを換金する場合は、さやまのお店全力応援チケット換金請求書兼預り書(様式第 3 号)に必要事項を記載し、F A Xにて商工会議所に事前連絡を行う。後日、商工会議所において、登録カードを提示するとともに、事前連絡を行った様式第 3 号の原本及び取扱店名を記入した使用済さやチケを持参し、指定口座への振込を請求する。
3. 換金期間内に前記の請求がされないさやチケは無効となり、取扱店は換金を請求す

ることができない。

#### (取扱店の責務)

取扱店は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中にさやチケを持参したときは、さやチケ額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行うこと。
- (2) 商工会議所が配布する取扱店ポスターを利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 利用者から受け取ったさやチケは、裏面に取扱店名の証しとして、事業所名を記入すること。(スタンプ可)
- (4) 他店名の記入があるさやチケは、受け取りを拒否すること。
- (5) 偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかにその事案を商工会議所に申し出ること。
- (6) さやチケの譲渡、売買、再利用は行わないこと。
- (7) 取扱店の事業主及びその家族が購入し、自店で使用する換金行為は行わないこと。
- (8) 本要綱に定める事項並びに、商工会議所の指示を遵守すること。

#### (取扱店資格の喪失等)

本実施要綱に反する行為が認められた場合、商工会議所は、換金の拒否、取扱店登録の取り消し及び損害金の申し受け等を行うことがある。

#### (紛失等の責任)

- (1) 利用者が購入したさやチケの盗難、紛失、滅失については、利用者の責任とする。
- (2) 取扱店が利用者から受け取ったさやチケの盗難、紛失、滅失により損害を被ったとき、当該損害は取扱店の責任とする。

#### (届け出事項の変更)

取扱店は取扱店申込書(様式第1号)の記載事項に変更があるときは、速やかに商工会議所に届け出るものとする。

### ■ その他

#### (返還請求等)

さやチケを購入した者が不正等を目的として、次のことを行った場合、商工会議所はプレミアム相当額の返還を請求し、商工会議所で審議し決定した処理を行うことができる。

- (1) さやチケを他人に売却し、利益を得ること。
- (2) さやチケを担保に供し、又は質入れをすること。

- (3) 取扱店の事業主及びその家族が購入し、自店で使用すること。(換金行為)
- (4) その他さやチケの趣旨に反する行為。

(商工会議所の責務)

商工会議所は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- (1) さやチケの売上金は、換金のために使用する。
- (2) さやチケの発行、回収及び処分等を記載した記録を残すこと。
- (3) さやチケの盗難、紛失が発生したときは、速やかに盗難、紛失したさやチケ番号を狭山市に報告するとともに取扱店にその旨を通知すること。
- (4) 上記の各号のほか、本事業に必要な運営管理を行うこと。

(その他)

- (1) 本事業についての問い合わせ先は次の通りとする。

狭山商工会議所

〒350-1305

所在地：埼玉県狭山市入間川3-22-8

電話：04-2954-3333 / FAX：04-2954-3306

- (2) この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に伴い必要な事項は、商工会議所が別に定める。

(別紙1)

取扱金融機関一覧

NO	金融機関名	郵便番号	住所	電話番号
①	埼玉りそな銀行狭山支店	350-1305	狭山市入間川1-3-2	04-2953-2121
2	埼玉りそな銀行新狭山支店	350-1331	狭山市新狭山3-11-1	04-2954-3341
③	武蔵野銀行狭山支店	350-1308	狭山市中央2-26-23	04-2957-1000
4	武蔵野銀行入曽支店	350-1316	狭山市南入曽585	04-2958-1811
5	武蔵野銀行狭山西支店	350-1320	狭山市広瀬東3-27-25	04-2953-2841
⑥	飯能信用金庫入曽支店	350-1316	狭山市南入曽550-13	04-2957-5771
7	飯能信用金庫狭山西支店	350-1320	狭山市広瀬東4-13-24	04-2953-5511
8	飯能信用金庫新狭山支店	350-1331	狭山市新狭山2-11-4	04-2952-1161
9	飯能信用金庫狭山支店	350-1307	狭山市祇園20-28	04-2958-0789
⑩	青梅信用金庫狭山支店	350-1307	狭山市祇園10-12	04-2957-5551
⑪	埼玉縣信用金庫狭山支店	350-1308	狭山市中央4-3-3	04-2959-2511

※○囲み数字が母店となる支店